

総務庁長官 太田 誠一 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第259号の答申

平成11年に実施される全国消費実態調査の計画について

総務庁は、平成11年に実施される全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）について、平成6年調査の「こづかい帳」に代えて、「個人収支簿」による調査の実施、標本設計の見直し、調査事項の簡素化等を行うことを計画している。

本審議会は、本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回調査の計画全般について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 個人収支簿

総務庁は、世帯構成員の個人的な収入及び支出の実態を把握するため、平成6年調査の「こづかい帳」に代えて、「個人収支簿」による調査を計画している。これについては、「こづかい帳」では把握が困難な家計の個別化の実態を収支両面にわたってよりの確に把握するとともに、「家計簿」による世帯全体の家計収支の結果を補完するものと評価できる。

なお、「個人収支簿」に係る調査は、家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）を終了した世帯に対して実施されるものであり、家計調査を補完する調査と考えられることから、集計結果については、少なくとも家計調査年報において、その所在を明らかにしておく必要がある。また、調査結果の有効な活用を図るため、「個人収支簿」に係る調査と家計調査との一体的な集計を行う必要がある。

(2) 標本設計

標本設計については、単身世帯の標本数を平成6年調査と比べ約300世帯追加し、約5,000世帯とするものの、調査全体の標本数は前回調査と同規模の約60,000世帯とする計画である。これについては、近年、急激に増加している単身世帯に関する結果精度の向上が図られるとともに、報告者負担及び実査機関の事務負担の抑制という要請にもこたえるものであり、おおむね妥当と認められる。

なお、全国消費実態調査については、当初抽出された世帯について調査協力が得ら

れなかった場合、代替標本の選定が行われているが、結果精度を検証するため、代替標本による結果の偏りの評価を継続的に行う必要がある。

(3) 調査事項

調査事項については、平成6年調査において「住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票」で把握していた現住居以外の住宅・土地資産に関する事項を「世帯票」に移すことにより、「世帯票」において住宅・土地資産を一括して調査する計画である。また、年収・貯蓄、家計資産等の実態をよりの確に把握するための調査事項を追加し、高齢者世帯の家計収支行動に影響を与える要因を明らかにする結果表等を作成する一方で、耐久財の対象品目の削減、「家計簿」の現金支出欄の固定品目の追加等を行う計画である。これについては、調査全体としての報告者負担の抑制に配慮しつつ、全国消費実態調査に対する多様なデータニーズへの対応及び結果精度の向上が図られるものであることから、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、今回の調査計画で耐久財の対象品目外となっている「ファクシミリ」については、普及率、家計における通信費の実態等を勘案し、その把握について検討する必要がある。

(4) 調査への協力確保のための方策

全国消費実態調査は、消費構造に関する詳細な地域別データを提供する一方で、報告者にかなりの負担を強いる調査であり、調査協力の確保が重要な課題となっている。このようなことから、報告者の協力を確保し、調査事務の円滑な実施を図るため、多様なメディアを活用し、調査対象地区に対して重点的な広報活動を行うことにより調査の周知に努めるとともに、地域別結果を分かりやすく解説した資料を作成し、提供することが望まれる。

2 今後の課題

我が国経済の低迷が続く中で、全国消費実態調査など報告者が日々家計簿を記入する調査については、家計消費の動向及び構造を明らかにするというデータニーズが高まる一方で、プライバシー意識の高まり、オートロックマンション等閉鎖的な建築物の増加等による調査環境の変化により調査への協力が低下し、調査の現場では所定の標本数を確保していくことが極めて困難となってきている。しかも、この問題については、今後、更に深刻化するものと見込まれる。

このため、全国消費実態調査については、その重要性にかんがみ、調査方法等を抜本的に見直す時期に来ていると考えられ、その見直しを検討する枠組みを早期に設定する必要がある。その中で、次回調査の円滑な実施を図る観点から、例えば、思い出し方式の導入による「家計簿」の記入期間の短縮化、一部の標本へのモニター（自発的調査協力者）の採用等について具体的に検討する必要がある。それに合わせ、次回調査における「個人収支簿」に係る調査については、家計の個別化の実態を世帯の家計収支等と関連付けて明らかにするため、全国消費実態調査全体としての報告者負担を抑制しつつ、標本数の追加、全国消費実態調査の標本世帯に対する実施等について検討する必要がある。